

令 04 原機（敦廃）006

令和 4 年 8 月 24 日

原子力規制委員会 殿

住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
申 請 者 名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
代表者の氏名 理事長 小口 正範
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設
廃止措置計画変更認可申請書の一部補正について

令和 4 年 4 月 28 日付け令 04 原機（敦廃）003 をもって変更認可を申請した新型
転換炉原型炉施設の廃止措置計画を添付のとおり一部補正いたします。

1. 補正内容

令和4年4月28日付け令04原機(敦廃)003をもって変更認可を申請した新型転換炉原型炉施設の廃止措置計画に関し、別紙のとおり補正する。

2. 補正理由

- (1) 本文7「廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間」に原子炉補機冷却系代替冷却装置とユニット型空気圧縮機の復旧措置の考え方について追記する。
- (2) 添付書類6「廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に原子炉補機冷却系代替冷却装置とユニット型空気圧縮機の研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則への適合性の考え方等について追記する。

以上

新型轉換炉原型炉施設 廃止措置計画変更認可申請書
補正前後比較表

補正前	補正後	備考
<p>7 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設の位置, 構造及び設備並びにその性能, その性能を維持すべき期間</p> <p>性能維持施設の位置, 構造及び設備並びにその性能を維持すべき期間を「6 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設」表 6-1 に示す。</p> <p>廃止措置の進捗に応じて表 6-1 に示す性能維持施設の範囲, 機能又は性能について変更する場合及び解体撤去工事を実施するに当たって, 専ら廃止措置のために使用する装置を導入する場合は, 廃止措置計画に反映して変更認可を受けることとする。</p> <p>7.1 専ら廃止措置で使用する性能維持施設の設計及び工事の方法 (省略)</p> <p>7.2 性能維持施設の変更に係る設計及び工事の方法</p> <p>7.2.1 原子炉補機冷却系の供用終了に伴う代替冷却装置の設置</p> <p>(1) 目的</p> <p>原子炉補機冷却系は, 廃止措置の進展に伴い, 原子炉運転中と比較して必要な除熱対象機器が減少してきているものの, 原子炉補機冷却系のポンプの定格流量を維持するため, 除熱が不要となった機器にも通水を実施している。このため, 原子炉補機冷却系による一括冷却方式から, 「6 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設」表 6-1 に記載のとおり, 除熱対象機器ごとに, その設備の除熱容量を有した個別の代替冷却装置 (以下「冷却装置」という。) を設置して, 除熱対象の設備と一体的に維持管理する分散型方式へ変更する。ただし, 圧縮空気系設備空気圧縮機については, 冷却水を使用しない空冷式に変更して原子炉補機冷却系の供用を終了する。</p>	<p>7 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設の位置, 構造及び設備並びにその性能, その性能を維持すべき期間</p> <p>性能維持施設の位置, 構造及び設備並びにその性能を維持すべき期間を「6 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設」表 6-1 に示す。</p> <p>廃止措置の進捗に応じて表 6-1 に示す性能維持施設の範囲, 機能又は性能について変更する場合及び解体撤去工事を実施するに当たって, 専ら廃止措置のために使用する装置を導入する場合は, 廃止措置計画に反映して変更認可を受けることとする。</p> <p>7.1 専ら廃止措置で使用する性能維持施設の設計及び工事の方法 (変更なし)</p> <p>7.2 性能維持施設の変更に係る設計及び工事の方法</p> <p>7.2.1 原子炉補機冷却系の供用終了に伴う代替冷却装置の設置</p> <p>(1) 目的</p> <p>原子炉補機冷却系は, 廃止措置の進展に伴い, 原子炉運転中と比較して必要な除熱対象機器が減少してきているものの, 原子炉補機冷却系のポンプの定格流量を維持するため, 除熱が不要となった機器にも通水を実施している。このため, 原子炉補機冷却系による一括冷却方式から, 「6 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設」表 6-1 に記載のとおり, 除熱対象機器ごとに, その設備の除熱容量を有した個別の代替冷却装置 (以下「冷却装置」という。) を設置して, 除熱対象の設備と一体的に維持管理する分散型方式へ変更する。ただし, 圧縮空気系設備空気圧縮機については, 冷却水を使用しない空冷式に変更して原子炉補機冷却系の供用を終了する。</p> <p><u>なお, 原子炉補機冷却系代替冷却装置が故障等により性能を維持できなくなっ</u></p>	<p>・性能を維持できなく</p>

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは, 変更事項に含まない。

補正前	補正後	備考
<p>(2) 冷却装置の概要 (省略)</p> <p>7.2.2 圧縮空気系設備の更新</p> <p>① 目的</p> <p>圧縮空気系設備は、原子炉運転中、原子炉の計測系計器等に圧縮空気を供給しており、原子炉を安全・安定運転するために重要な設備であることから、制御用空気設備には空気圧縮機が2台設置されている。また、これらの圧縮機が故障した際にも、安定的に圧縮空気を供給するため、所内用空気圧縮機が2台バックアップとして使用できるよう多重化された構成となっていた。</p> <p>なお、これらの空気圧縮機は、設置後40年以上経過し、故障時における部品供給が困難な状況となっていることから、廃止措置期間中においても適切に圧縮空気を供給するため、空気圧縮機を更新する。更新に当たっては、水冷式のレシプロ型から空冷式のユニット型に変更する。</p> <p>② 圧縮空気系設備の更新概要 (省略)</p> <p>③ 圧縮空気系設備のユニット型空気圧縮機等の概要 (省略)</p>	<p><u>た場合は、保安規定に基づく品質マネジメントシステムに従い不適合管理の下で復旧時期及び復旧までの影響並びに必要な措置等について検討し、復旧措置を行う。</u></p> <p>(2) 冷却装置の概要 (変更なし)</p> <p>7.2.2 圧縮空気系設備の更新</p> <p>① 目的</p> <p>圧縮空気系設備は、原子炉運転中、原子炉の計測系計器等に圧縮空気を供給しており、原子炉を安全・安定運転するために重要な設備であることから、制御用空気設備には空気圧縮機が2台設置されている。また、これらの圧縮機が故障した際にも、安定的に圧縮空気を供給するため、所内用空気圧縮機が2台バックアップとして使用できるよう多重化された構成となっていた。</p> <p>なお、これらの空気圧縮機は、設置後40年以上経過し、故障時における部品供給が困難な状況となっていることから、廃止措置期間中においても適切に圧縮空気を供給するため、空気圧縮機を更新する。更新に当たっては、水冷式のレシプロ型から空冷式のユニット型に変更する。</p> <p><u>なお、圧縮空気系設備が故障等により性能を維持できなくなった場合は、保安規定に基づく品質マネジメントシステムに従い不適合管理の下で復旧時期及び復旧までの影響並びに必要な措置等について検討し、復旧措置を行う。</u></p> <p>② 圧縮空気系設備の更新概要 (変更なし)</p> <p>③ 圧縮空気系設備のユニット型空気圧縮機等の概要 (変更なし)</p>	<p>なった場合の復旧までの措置を追加する。</p> <p>・性能を維持できなくなった場合の復旧までの措置を追加する。</p>

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前	補正後	備 考
<p style="text-align: center;">添付書類 6</p> <p>廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びに その性能を維持すべき期間に関する説明書</p>	<p style="text-align: center;">添付書類 6</p> <p>廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びに その性能を維持すべき期間に関する説明書</p>	<p>・変更なし</p>

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前	補正後	備 考
<p>1. 概 要 (省略)</p> <p>2. 性能維持施設の維持管理に関する内容 (省略)</p> <p>3. 検査・校正 (省略)</p> <p>4. その他の安全対策 (省略)</p>	<p>1. 概 要 (変更なし)</p> <p>2. 性能維持施設の維持管理に関する内容 (変更なし)</p> <p>3. 検査・校正 (変更なし)</p> <p>4. その他の安全対策 (変更なし)</p>	<p>・変更なし</p>

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前					補正後					備考
別添資料 3-2					別添資料 3-2					
「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」への適合性確認					「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」への適合性確認					
原子炉補機冷却系代替冷却装置の設計及び工事の方法に対して、「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に掲げる技術上の基準へ適合すべき項目は、以下に示すとおりである。					原子炉補機冷却系代替冷却装置の設計及び工事の方法に対して、「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に掲げる技術上の基準へ適合すべき項目は、以下に示すとおりである。 <u>なお、原子炉補機冷却系代替冷却装置は、「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第三条の二に基づき、除熱対象の設備と一体的に維持管理を行う。ただし、当該設備は、放射性物質を内包するものではなく、また、他の性能維持施設による放射性物質の閉じ込め機能並びに作業員及び公衆の被ばくにも影響を及ぼさない。このため、第三条の二「廃止措置中の発電用原子炉施設」以外の各条項については、評価の必要性は無く、適用外とする。</u>					<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 ・「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」への適用に係る考え方を追加する。
技術基準の条項		評価の必要性の有無		適合性	技術基準の条項		評価の必要性の有無		適合性	
		有・無	項・号				有・無	項・号		
第一章 総則					第一章 総則					
第一条	適用範囲	—	—	—	第一条	適用範囲	—	—	—	
第二条	定義	—	—	—	第二条	定義	—	—	—	
第三条	特殊な設計による発電用原子炉施設	無	—	—	第三条	特殊な設計による発電用原子炉施設	無	—	—	
第三条の二	廃止措置中の発電用原子炉施設	有	第1項	別紙 2-1	第三条の二	廃止措置中の発電用原子炉施設	有	第1項	別紙 2-1	
第二章 設計基準対象施設					第二章 設計基準対象施設					
第四条	設計基準対象施設の地盤	無	—	—	第四条	設計基準対象施設の地盤	無	—	—	
第五条	地震による損傷の防止	無	—	—	第五条	地震による損傷の防止	無	—	—	
第六条	津波による損傷の防止	無	—	—	第六条	津波による損傷の防止	無	—	—	
第七条	外部からの衝撃による損傷の防止	無	—	—	第七条	外部からの衝撃による損傷の防止	無	—	—	
第八条	立入りの防止	無	—	—	第八条	立入りの防止	無	—	—	
第九条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	無	—	—	第九条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	無	—	—	
第十条	急傾斜地の崩壊の防止	無	—	—	第十条	急傾斜地の崩壊の防止	無	—	—	

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前					補正後					備 考
技術基準の条項		評価の必要性の有無		適合性	技術基準の条項		評価の必要性の有無		適合性	
		有・無	項・号				有・無	項・号		
第十一条	火災による損傷の防止	無	—	—	第十一条	火災による損傷の防止	無	—	—	・変更なし
第十二条	発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止	無	—	—	第十二条	発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止	無	—	—	
第十三条	安全避難通路等	無	—	—	第十三条	安全避難通路等	無	—	—	
第十四条	安全設備	無	—	—	第十四条	安全設備	無	—	—	
第十五条	設計基準対象施設の機能等	無	—	—	第十五条	設計基準対象施設の機能等	無	—	—	
第十六条	全交流動力電源喪失対策設備	無	—	—	第十六条	全交流動力電源喪失対策設備	無	—	—	
第十七条	材料及び構造	無	—	—	第十七条	材料及び構造	無	—	—	
第十八条	流体振動等による損傷の防止	無	—	—	第十八条	流体振動等による損傷の防止	無	—	—	
第十九条	安全弁等	無	—	—	第十九条	安全弁等	無	—	—	
第二十条	耐圧試験等	無	—	—	第二十条	耐圧試験等	無	—	—	
第二十一条	監視試験片	無	—	—	第二十一条	監視試験片	無	—	—	
第二十二条	炉心等	無	—	—	第二十二条	炉心等	無	—	—	
第二十三条	熱遮蔽材	無	—	—	第二十三条	熱遮蔽材	無	—	—	
第二十四条	一次冷却材等	無	—	—	第二十四条	一次冷却材等	無	—	—	
第二十五条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	無	—	—	第二十五条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	無	—	—	
第二十六条	原子炉冷却材圧力バウンダリ等	無	—	—	第二十六条	原子炉冷却材圧力バウンダリ等	無	—	—	
第二十七条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等	無	—	—	第二十七条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等	無	—	—	
第二十八条	一次冷却材処理装置	無	—	—	第二十八条	一次冷却材処理装置	無	—	—	
第二十九条	逆止め弁	無	—	—	第二十九条	逆止め弁	無	—	—	
第三十条	蒸気タービン	無	—	—	第三十条	蒸気タービン	無	—	—	
第三十一条	非常用炉心冷却設備	無	—	—	第三十一条	非常用炉心冷却設備	無	—	—	
第三十二条	循環設備等	無	—	—	第三十二条	循環設備等	無	—	—	
第三十三条	計測装置	無	—	—	第三十三条	計測装置	無	—	—	
第三十四条	安全保護装置	無	—	—	第三十四条	安全保護装置	無	—	—	
第三十五条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	無	—	—	第三十五条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	無	—	—	
第三十六条	制御材駆動装置	無	—	—	第三十六条	制御材駆動装置	無	—	—	
第三十七条	原子炉制御室等	無	—	—	第三十七条	原子炉制御室等	無	—	—	

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前					補正後					備考
技術基準の条項		評価の必要性の有無		適合性	技術基準の条項		評価の必要性の有無		適合性	
		有・無	項・号				有・無	項・号		
第三十八条	廃棄物処理設備等	無	—	—	第三十八条	廃棄物処理設備等	無	—	—	・変更なし
第三十九条	廃棄物貯蔵設備等	無	—	—	第三十九条	廃棄物貯蔵設備等	無	—	—	
第四十条	放射性物質による汚染の防止	無	—	—	第四十条	放射性物質による汚染の防止	無	—	—	
第四十一条	生体遮蔽等	無	—	—	第四十一条	生体遮蔽等	無	—	—	
第四十二条	換気設備	無	—	—	第四十二条	換気設備	無	—	—	
第四十三条	原子炉格納施設	無	—	—	第四十三条	原子炉格納施設	無	—	—	
第四十四条	保安電源設備	無	—	—	第四十四条	保安電源設備	無	—	—	
第四十五条	緊急時対策所	無	—	—	第四十五条	緊急時対策所	無	—	—	
第四十六条	警報装置等	無	—	—	第四十六条	警報装置等	無	—	—	
第四十七条	ナトリウムの漏えいによる影響の防止	無	—	—	第四十七条	ナトリウムの漏えいによる影響の防止	無	—	—	
第四十八条	ナトリウムの取扱い	無	—	—	第四十八条	ナトリウムの取扱い	無	—	—	
第四十九条	カバーガスの取扱い	無	—	—	第四十九条	カバーガスの取扱い	無	—	—	
第五十条	準用	無	—	—	第五十条	準用	無	—	—	
第三章 重大事故等対処施設					第三章 重大事故等対処施設					
第五十一条	重大事故等対処施設の地盤	無	—	—	第五十一条	重大事故等対処施設の地盤	無	—	—	
第五十二条	地震による損傷の防止	無	—	—	第五十二条	地震による損傷の防止	無	—	—	
第五十三条	津波による損傷の防止	無	—	—	第五十三条	津波による損傷の防止	無	—	—	
第五十四条	火災による損傷の防止	無	—	—	第五十四条	火災による損傷の防止	無	—	—	
第五十五条	特定重大事故等対処施設	無	—	—	第五十五条	特定重大事故等対処施設	無	—	—	
第五十六条	重大事故等対処設備	無	—	—	第五十六条	重大事故等対処設備	無	—	—	
第五十七条	安全弁等	無	—	—	第五十七条	安全弁等	無	—	—	
第五十八条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	無	—	—	第五十八条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	無	—	—	
第五十九条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	無	—	—	第五十九条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	無	—	—	
第六十条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	無	—	—	第六十条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	無	—	—	
第六十一条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	無	—	—	第六十一条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	無	—	—	

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前					補正後					備考
技術基準の条項		評価の必要性の有無		適合性	技術基準の条項		評価の必要性の有無		適合性	
		有・無	項・号				有・無	項・号		
第六十二条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	無	—	—	第六十二条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	無	—	—	・変更なし
第六十三条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	無	—	—	第六十三条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	無	—	—	
第六十四条	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	無	—	—	第六十四条	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	無	—	—	
第六十五条	原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備	無	—	—	第六十五条	原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備	無	—	—	
第六十六条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	無	—	—	第六十六条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	無	—	—	
第六十七条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	無	—	—	第六十七条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	無	—	—	
第六十八条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	無	—	—	第六十八条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	無	—	—	
第六十九条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	無	—	—	第六十九条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	無	—	—	
第七十条	緊急停止失敗時に炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための設備	無	—	—	第七十条	緊急停止失敗時に炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための設備	無	—	—	
第七十一条	重大事故等の収束に必要な水源及び水の供給設備	無	—	—	第七十一条	重大事故等の収束に必要な水源及び水の供給設備	無	—	—	
第七十二条	電源設備	無	—	—	第七十二条	電源設備	無	—	—	
第七十三条	計装設備	無	—	—	第七十三条	計装設備	無	—	—	
第七十四条	原子炉制御室	無	—	—	第七十四条	原子炉制御室	無	—	—	
第七十五条	監視測定設備	無	—	—	第七十五条	監視測定設備	無	—	—	
第七十六条	緊急時対策所	無	—	—	第七十六条	緊急時対策所	無	—	—	
第七十七条	通信連絡を行うために必要な設備	無	—	—	第七十七条	通信連絡を行うために必要な設備	無	—	—	
第七十八条	準用	無	—	—	第七十八条	準用	無	—	—	
第四章 雑則					第四章 雑則					
第七十九条	電磁的記録媒体による手続	無	—	—	第七十九条	電磁的記録媒体による手続	無	—	—	

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前	補正後	備考
<p style="text-align: right;">別添資料 4-1</p> <p style="text-align: center;">圧縮空気系設備の更新について</p> <p>1. 目的（省略）</p> <p>2. 圧縮空気系設備の更新概要（省略）</p> <p>3. 圧縮空気系設備更新前後の系統状態（省略）</p> <p>4. 圧縮空気系設備の負荷</p> <p>4.1 負荷量の推移</p> <p>原子炉運転中においては、原子炉の計測系計器、空気作動弁等に圧縮空気を供給していた。原子炉恒久停止により、現在は表 1 に示す性能維持施設及び解体作業等に用いる機械設備に圧縮空気を供給している。廃止措置段階においては、万一、性能維持施設に圧縮空気の供給が停止した場合であっても、空気作動弁等は、フェイルクローズ等により弁（ダンパ）は閉止及び換気設備は停止することから、閉じ込め機能の維持により、放射性物質の拡散防止はでき、公衆への被ばく等につながるおそれはない。なお、原子炉運転中においても、外部電源喪失事故時には、換気設備は停止することにより、同じく閉じ込め機能を維持しており、同様の考え方である。</p>	<p style="text-align: right;">別添資料 4-1</p> <p style="text-align: center;">圧縮空気系設備の更新について</p> <p>1. 目的（変更なし）</p> <p>2. 圧縮空気系設備の更新概要（変更なし）</p> <p>3. 圧縮空気系設備更新前後の系統状態（変更なし）</p> <p>4. 圧縮空気系設備の負荷</p> <p>4.1 負荷量の推移</p> <p>原子炉運転中においては、原子炉の計測系計器、空気作動弁等に圧縮空気を供給していた。原子炉恒久停止により、現在は表 1 に示す性能維持施設及び解体作業等に用いる機械設備に圧縮空気を供給している。廃止措置段階においては、万一、性能維持施設に圧縮空気の供給が停止した場合であっても、空気作動弁等は、フェイルクローズ等により弁（ダンパ）は閉止及び換気設備は停止することから、閉じ込め機能の維持により、放射性物質の拡散防止はでき、公衆への被ばく等につながるおそれはない。なお、原子炉運転中においても、外部電源喪失事故時には、換気設備は停止することにより、同じく閉じ込め機能を維持しており、同様の考え方である。</p>	<p>・変更なし</p>

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前				補正後				備考
放射線廃棄物の廃棄施設	設備等の区分	設備(建屋)名称	主な供給先	供給停止時の影響				・雑固体廃棄物焼却設備への圧縮空気の供給が停止した場合の影響に係る記載を明確にする。
				雑固体廃棄物焼却設備	監視計器	監視計器	雑固体廃棄物焼却設備を運転していた場合、負圧維持ができなくなるため、雑固体廃棄物焼却設備の運転が停止する。なお、可燃性固体廃棄物は、定められたエリアで可燃性固体廃棄物の保管が十分可能であることから、緊急性はない。	
				アスファルト固化装置	監視計器	監視計器	システムを構成する空気作動弁は「開」又は「閉」となるが、負荷への通水は継続することから、原子炉補機冷却系への影響はない。	
				原子炉補機冷却系	監視計器	監視計器	原子炉補機冷却系が停止することにより、放射線物質の閉じ込め機能は維持されることから、影響はない。	
				原子炉建屋換気系	監視計器	監視計器	原子炉建屋換気系が停止することにより、放射線物質の閉じ込め機能は維持されることから、影響はない。	
				原子炉補助系統換気系	監視計器	監視計器	原子炉補助系統換気系が停止することにより、放射線物質の閉じ込め機能は維持されることから、影響はない。	
				廃棄物処理系統換気系	非常用ガス処理系	非常用ガス処理系	処理対象室の吸引弁が「閉」となり、非常用ガス処理系は停止するが、閉じ込め機能は維持されることから、影響はない。	
				中央制御室換気系	監視計器	監視計器	排風機出口弁が「閉」となり、保物室換気系が停止することにより、放射線物質の閉じ込め機能は維持されることから、影響はない。	
				保物室換気系	監視計器	監視計器	排風機出口弁が「閉」となり、保物室換気系が停止することにより、放射線物質の閉じ込め機能は維持されることから、影響はない。	
				雑固体廃棄物焼却設備	監視計器	監視計器	雑固体廃棄物焼却設備を運転していた場合、設計された運転範囲内での負圧維持ができなくなることから、雑固体廃棄物焼却設備の運転が停止する。なお、雑固体廃棄物焼却設備の停止後においても、系統を構成する各空気作動弁のフェイル動作により、バウンダリが形成される。さらに、補助排風機の運転によって焼却炉内の負圧は維持され、放射性物質の閉じ込め機能は維持されることから、影響はない。また、可燃性固体廃棄物は、定められたエリアで可燃性固体廃棄物の保管が十分可能であることから、緊急性はない。	
				アスファルト固化装置	監視計器	監視計器	システムを構成する空気作動弁は「開」又は「閉」となるが、負荷への通水は継続することから、原子炉補機冷却系への影響はない。	
				原子炉補機冷却系	監視計器	監視計器	原子炉補機冷却系が停止することにより、放射線物質の閉じ込め機能は維持されることから、影響はない。	
				原子炉建屋換気系	監視計器	監視計器	原子炉建屋換気系が停止することにより、放射線物質の閉じ込め機能は維持されることから、影響はない。	
				原子炉補助系統換気系	監視計器	監視計器	原子炉補助系統換気系が停止することにより、放射線物質の閉じ込め機能は維持されることから、影響はない。	
廃棄物処理系統換気系	非常用ガス処理系	非常用ガス処理系	処理対象室の吸引弁が「閉」となり、非常用ガス処理系は停止するが、閉じ込め機能は維持されることから、影響はない。					
中央制御室換気系	監視計器	監視計器	排風機出口弁が「閉」となり、保物室換気系が停止することにより、放射線物質の閉じ込め機能は維持されることから、影響はない。					
保物室換気系	監視計器	監視計器	排風機出口弁が「閉」となり、保物室換気系が停止することにより、放射線物質の閉じ込め機能は維持されることから、影響はない。					

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前					補正後					備考
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	供給停止時の影響		主な供給先	設備(建屋)名称	供給停止時の影響		主な供給先	備考
			タービン建屋換気系	タービン建屋換気系が閉止することにより、放射線物質の閉じ込め機能は維持されることから、影響はない。			タービン建屋換気系	タービン建屋換気系が閉止することにより、放射線物質の閉じ込め機能は維持されることから、影響はない。		
その他原子炉の附属施設	換気設備	燃料貯蔵プール建屋換気系	燃料貯蔵プール建屋換気系が閉止することにより、放射線物質の閉じ込め機能は維持されることから、影響はない。	空気作動弁	燃料貯蔵プール建屋換気系	燃料貯蔵プール建屋換気系が閉止することにより、放射線物質の閉じ込め機能は維持されることから、影響はない。	空気作動弁	燃料貯蔵プール建屋換気系が閉止することにより、放射線物質の閉じ込め機能は維持されることから、影響はない。	空気作動弁	・変更なし
		廃棄物処理建屋設備換気系	廃棄物処理建屋設備換気系が閉止することにより、放射線物質の閉じ込め機能は維持されることから、影響はない。	空気作動弁	廃棄物処理建屋設備換気系	廃棄物処理建屋設備換気系が閉止することにより、放射線物質の閉じ込め機能は維持されることから、影響はない。	空気作動弁	廃棄物処理建屋設備換気系が閉止することにより、放射線物質の閉じ込め機能は維持されることから、影響はない。	空気作動弁	
専ら廃止措置に必要な主要装置	—	セメント混練固化装置	セメント混練固化装置が閉止するため、セメント混練固化装置の運転が停止する。なお、処理対象である濃縮廃液は、濃縮廃液貯蔵タンク(30 m ³ ×3基)で十分保管可能であることから、影響はない。	空気作動弁	セメント混練固化装置	セメント混練固化装置が閉止するため、セメント混練固化装置の運転が停止する。なお、処理対象である濃縮廃液は、濃縮廃液貯蔵タンク(30 m ³ ×3基)で十分保管可能であることから、影響はない。	空気作動弁	セメント混練固化装置が閉止するため、セメント混練固化装置の運転が停止する。なお、処理対象である濃縮廃液は、濃縮廃液貯蔵タンク(30 m ³ ×3基)で十分保管可能であることから、影響はない。	空気作動弁	

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前					補正後					備考
別添資料 4-2					別添資料 4-2					
「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」への適合性確認					「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」への適合性確認					
<p>圧縮空気系設備ユニット型空気圧縮機的设计及び工事の方法に対して、「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に掲げる技術上の基準へ適合すべき項目は、以下に示すとおりである。</p>					<p>圧縮空気系設備ユニット型空気圧縮機的设计及び工事の方法に対して、「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に掲げる技術上の基準へ適合すべき項目は、以下に示すとおりである。<u>なお、圧縮空気系設備ユニット型空気圧縮機は、「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第三条の二に基づき、性能維持施設として維持管理を行う。ただし、当該設備は、放射性物質を内包するものではなく、また、他の性能維持施設による放射性物質の閉じ込め機能並びに作業員及び公衆の被ばくにも影響を及ぼさない。このため、第三条の二「廃止措置中の発電用原子炉施設」以外の各条項については、評価の必要性は無く、適用外とする。</u></p>					<p>・「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」への適用に係る考え方を追加する。</p>
技術基準の条項		評価の必要性の有無		適合性	技術基準の条項		評価の必要性の有無		適合性	
		有・無	項・号				有・無	項・号		
第一章 総則					第一章 総則					
第一条	適用範囲	—	—	—	第一条	適用範囲	—	—	—	
第二条	定義	—	—	—	第二条	定義	—	—	—	
第三条	特殊な設計による発電用原子炉施設	無	—	—	第三条	特殊な設計による発電用原子炉施設	無	—	—	
第三条の二	廃止措置中の発電用原子炉施設	有	第1項	別紙 3-1	第三条の二	廃止措置中の発電用原子炉施設	有	第1項	別紙 3-1	
第二章 設計基準対象施設					第二章 設計基準対象施設					
第四条	設計基準対象施設の地盤	無	—	—	第四条	設計基準対象施設の地盤	無	—	—	
第五条	地震による損傷の防止	無	—	—	第五条	地震による損傷の防止	無	—	—	
第六条	津波による損傷の防止	無	—	—	第六条	津波による損傷の防止	無	—	—	
第七条	外部からの衝撃による損傷の防止	無	—	—	第七条	外部からの衝撃による損傷の防止	無	—	—	
第八条	立入りの防止	無	—	—	第八条	立入りの防止	無	—	—	
第九条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	無	—	—	第九条	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	無	—	—	
第十条	急傾斜地の崩壊の防止	無	—	—	第十条	急傾斜地の崩壊の防止	無	—	—	

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前					補正後					備考
技術基準の条項		評価の必要性の有無		適合性	技術基準の条項		評価の必要性の有無		適合性	
		有・無	項・号				有・無	項・号		
第十一条	火災による損傷の防止	無	—	—	第十一条	火災による損傷の防止	無	—	—	・変更なし
第十二条	発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止	無	—	—	第十二条	発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止	無	—	—	
第十三条	安全避難通路等	無	—	—	第十三条	安全避難通路等	無	—	—	
第十四条	安全設備	無	—	—	第十四条	安全設備	無	—	—	
第十五条	設計基準対象施設の機能等	無	—	—	第十五条	設計基準対象施設の機能等	無	—	—	
第十六条	全交流動力電源喪失対策設備	無	—	—	第十六条	全交流動力電源喪失対策設備	無	—	—	
第十七条	材料及び構造	無	—	—	第十七条	材料及び構造	無	—	—	
第十八条	流体振動等による損傷の防止	無	—	—	第十八条	流体振動等による損傷の防止	無	—	—	
第十九条	安全弁等	無	—	—	第十九条	安全弁等	無	—	—	
第二十条	耐圧試験等	無	—	—	第二十条	耐圧試験等	無	—	—	
第二十一条	監視試験片	無	—	—	第二十一条	監視試験片	無	—	—	
第二十二条	炉心等	無	—	—	第二十二条	炉心等	無	—	—	
第二十三条	熱遮蔽材	無	—	—	第二十三条	熱遮蔽材	無	—	—	
第二十四条	一次冷却材等	無	—	—	第二十四条	一次冷却材等	無	—	—	
第二十五条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	無	—	—	第二十五条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備	無	—	—	
第二十六条	原子炉冷却材圧力バウンダリ等	無	—	—	第二十六条	原子炉冷却材圧力バウンダリ等	無	—	—	
第二十七条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等	無	—	—	第二十七条	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等	無	—	—	
第二十八条	一次冷却材処理装置	無	—	—	第二十八条	一次冷却材処理装置	無	—	—	
第二十九条	逆止め弁	無	—	—	第二十九条	逆止め弁	無	—	—	
第三十条	蒸気タービン	無	—	—	第三十条	蒸気タービン	無	—	—	
第三十一条	非常用炉心冷却設備	無	—	—	第三十一条	非常用炉心冷却設備	無	—	—	
第三十二条	循環設備等	無	—	—	第三十二条	循環設備等	無	—	—	
第三十三条	計測装置	無	—	—	第三十三条	計測装置	無	—	—	
第三十四条	安全保護装置	無	—	—	第三十四条	安全保護装置	無	—	—	
第三十五条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	無	—	—	第三十五条	反応度制御系統及び原子炉停止系統	無	—	—	
第三十六条	制御材駆動装置	無	—	—	第三十六条	制御材駆動装置	無	—	—	
第三十七条	原子炉制御室等	無	—	—	第三十七条	原子炉制御室等	無	—	—	

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前					補正後					備考
技術基準の条項		評価の必要性の有無		適合性	技術基準の条項		評価の必要性の有無		適合性	
		有・無	項・号				有・無	項・号		
第三十八条	廃棄物処理設備等	無	—	—	第三十八条	廃棄物処理設備等	無	—	—	・変更なし
第三十九条	廃棄物貯蔵設備等	無	—	—	第三十九条	廃棄物貯蔵設備等	無	—	—	
第四十条	放射性物質による汚染の防止	無	—	—	第四十条	放射性物質による汚染の防止	無	—	—	
第四十一条	生体遮蔽等	無	—	—	第四十一条	生体遮蔽等	無	—	—	
第四十二条	換気設備	無	—	—	第四十二条	換気設備	無	—	—	
第四十三条	原子炉格納施設	無	—	—	第四十三条	原子炉格納施設	無	—	—	
第四十四条	保安電源設備	無	—	—	第四十四条	保安電源設備	無	—	—	
第四十五条	緊急時対策所	無	—	—	第四十五条	緊急時対策所	無	—	—	
第四十六条	警報装置等	無	—	—	第四十六条	警報装置等	無	—	—	
第四十七条	ナトリウムの漏えいによる影響の防止	無	—	—	第四十七条	ナトリウムの漏えいによる影響の防止	無	—	—	
第四十八条	ナトリウムの取扱い	無	—	—	第四十八条	ナトリウムの取扱い	無	—	—	
第四十九条	カバーガスの取扱い	無	—	—	第四十九条	カバーガスの取扱い	無	—	—	
第五十条	準用	無	—	—	第五十条	準用	無	—	—	
第三章 重大事故等対処施設					第三章 重大事故等対処施設					
第五十一条	重大事故等対処施設の地盤	無	—	—	第五十一条	重大事故等対処施設の地盤	無	—	—	
第五十二条	地震による損傷の防止	無	—	—	第五十二条	地震による損傷の防止	無	—	—	
第五十三条	津波による損傷の防止	無	—	—	第五十三条	津波による損傷の防止	無	—	—	
第五十四条	火災による損傷の防止	無	—	—	第五十四条	火災による損傷の防止	無	—	—	
第五十五条	特定重大事故等対処施設	無	—	—	第五十五条	特定重大事故等対処施設	無	—	—	
第五十六条	重大事故等対処設備	無	—	—	第五十六条	重大事故等対処設備	無	—	—	
第五十七条	安全弁等	無	—	—	第五十七条	安全弁等	無	—	—	
第五十八条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	無	—	—	第五十八条	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	無	—	—	
第五十九条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	無	—	—	第五十九条	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	無	—	—	
第六十条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	無	—	—	第六十条	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	無	—	—	
第六十一条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	無	—	—	第六十一条	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	無	—	—	

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。

補正前					補正後					備 考	
技術基準の条項		評価の必要性の有無		適合性	技術基準の条項		評価の必要性の有無		適合性		
		有・無	項・号				有・無	項・号			
第六十二条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	無	—	—	第六十二条	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	無	—	—	・変更なし	
第六十三条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	無	—	—	第六十三条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	無	—	—		
第六十四条	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	無	—	—	第六十四条	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	無	—	—		
第六十五条	原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備	無	—	—	第六十五条	原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備	無	—	—		
第六十六条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	無	—	—	第六十六条	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	無	—	—		
第六十七条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	無	—	—	第六十七条	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	無	—	—		
第六十八条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	無	—	—	第六十八条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	無	—	—		
第六十九条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	無	—	—	第六十九条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	無	—	—		
第七十条	緊急停止失敗時に炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための設備	無	—	—	第七十条	緊急停止失敗時に炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための設備	無	—	—		
第七十一条	重大事故等の収束に必要な水源及び水の供給設備	無	—	—	第七十一条	重大事故等の収束に必要な水源及び水の供給設備	無	—	—		
第七十二条	電源設備	無	—	—	第七十二条	電源設備	無	—	—		
第七十三条	計装設備	無	—	—	第七十三条	計装設備	無	—	—		
第七十四条	原子炉制御室	無	—	—	第七十四条	原子炉制御室	無	—	—		
第七十五条	監視測定設備	無	—	—	第七十五条	監視測定設備	無	—	—		
第七十六条	緊急時対策所	無	—	—	第七十六条	緊急時対策所	無	—	—		
第七十七条	通信連絡を行うために必要な設備	無	—	—	第七十七条	通信連絡を行うために必要な設備	無	—	—		
第七十八条	準用	無	—	—	第七十八条	準用	無	—	—		
第四章 雑則					第四章 雑則						
第七十九条	電磁的記録媒体による手続	無	—	—	第七十九条	電磁的記録媒体による手続	無	—	—		

注) 補正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まない。